



# 人権週間を知っていますか？

国際連合は、昭和23(1948)年12月10日の第3回総会で、世界人権宣言を採択しました。

わが国では、採択された翌年から、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、広く国民の皆さんに人権尊重の大切さを呼び掛けています。

人権は、すべての人が生まれながらにして持ち、人間が人間らしく生きていく権利で、日本国憲法で保障されています。

人権週間を機に、一人ひとりが、人権意識を高め、互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、ともに幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

## 人権の花を咲かせよう ⑨

今年度は、人権週間の重点目標として、「心と心を支えよう」をテーマに掲げ、「だれかを大切にしたら、だれかに大切にされる。人はもっと幸せになれる。わたしもあなたも大切な命」を指標に、全国で啓発活動を展開します。

市においても、12月4日から10日までを人権週間と定め、人権擁護委員とともに市内で街頭啓発活動やサン・シープラザでの相談活動、市民を対象とした人権講演会を実施します。

**【人権擁護委員による相談活動】**

- 2日(水) 9時～12時 久井保健福祉センター
- 4日(金) 9時～12時 大和人権文化センター
- 9日(水) 13時～16時 本郷地域センター(本郷福祉センター内)
- 10日(木) 10時～15時 サン・シープラザ(3階)

### 人権標語

(小学4年生の作品)

### みのがすな いつも近くにある差別



#### ベンチャー企業の未公開株を勧められ:

《相談内容》  
電話でデラブの富裕な湾岸諸国に牛肉を輸出するベンチャー企業の未公開株が上場するので有望だ」と株券の購入を勧められた。信用してもいいのだろうか？

《アドバイス》  
未公開株詐欺の可能性が取り引きを見合わせるよう伝えました。支払ってしまうと被害の回復は難しくなります。低金利の今日、目先の有利な条件のうけ話に惑わされて、大事な財産を失ってしまうことがあります。「上場確実」や「必ずもうかる」などと持ち掛ける未公開株詐欺もその一つです。  
未公開株とは、証券市場に上場していない株のこと。上場時に初値が公募価格を上回る事もあり、人気が出ることもあります。しかし、未公開株は簡単に回収らないのも事

実。取り引き自体が限られ、譲渡制限がある(取得しても自分の名義にならない)ことが多く、換金は困難です。最近では、別の業者が「未公開株を購入すれば高値で買い取る」と言って購入を勧める巧妙なケースもあります。  
「上場確実」などと話を持ち掛けられたら、上場の事実について、株の発行会社に確認することが必要です。しかし、企業の存在自体が架空だったり、発行会社が第三者と組んで「上場話」を巧みに作り出したりする場合もあり、注意が必要です。  
いくら魅力的な話でも、手を出さないのが賢明です。また、「被害を回復する」と言っ

て近づき、さらにお金を巻き上げられる二次被害にも注意です！  
消費生活センター(市役所本庁5階)  
☎0848676410  
とき 23日、29日、31日を除く月～金曜日9時～12時、13時～16時  
12月の消費生活巡回相談  
11日(金) 14時～16時 本郷支所  
18日(金) 14時～16時 久井保健福祉センター  
25日(金) 10時～12時 大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課  
☎0848676072 FAX 084864103

